

# 第5期決算公告

平成18年6月27日

東京都港区赤坂一丁目6番16号  
株式会社東京スター銀行  
代表執行役頭取 タッド・バッジ

## 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	118,959	預金	1,366,471
現金	25,911	当座預金	6,457
預け金	93,048	普通預金	360,375
コーローン	1,526	貯蓄預金	1,313
買入金銭債権	48,293	通知預金	4,564
商品有価証券	7	定期預金	942,808
商品国債	7	定期積金	169
金銭の信託	3,670	その他の預金	50,783
有価証券	276,683	外国為替	14
国債	127,084	未払外国為替	14
地方債	596	社債	3,000
株式	50,385	その他の負債	40,107
その他の証券	10,332	未決済為替借	481
貸出金	1,025,534	未払法人税等	7,723
割引手形	488	未払費用	16,044
手形貸付	76,475	前受収益	1,681
証書貸付	905,977	給付補填備金	1
当座貸越	42,593	金融派生商品	5,725
外国為替	275	債権取得差額金	4,766
外国他店預け	275	その他の負債	3,683
その他の資産	22,409	賞与引当金	1,501
未決済為替貸	1,778	役員賞与引当金	1,037
前払費用	103	支払承諾	2,559
未収収益	2,768	負債の部合計	1,414,691
繰延ヘッジ損失	6,374	(資本の部)	
その他の資産	11,384	資本金	21,000
動産不動産	13,808	資本剰余金	19,000
土地建物動産	11,656	資本準備金	19,000
保証金権利金	2,152	利益剰余金	50,316
繰延税金資産	12,097	利益準備金	2,000
支払承諾見返	2,559	当期末処分利益	48,316
貸倒引当金	△ 21,245	当期純利益	16,695
		株式等評価差額金	△ 427
		資本の部合計	89,888
資産の部合計	1,504,579	負債及び資本の部合計	1,504,579

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8年～50年
動産	2年～20年

6. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
7. 外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。

なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び下記24.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当期の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は14,868百万円であります。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。なお、この引当金は旧商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、

通常の貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
14. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
15. 取締役及び執行役に対する金銭債権総額 —— 円
16. 取締役及び執行役に対する金銭債務総額 —— 円
17. 子会社の株式総額 5,281 百万円
18. 子会社に対する金銭債権総額 8,260 百万円
19. 子会社に対する金銭債務総額 2,045 百万円
20. 動産不動産の減価償却累計額 2,922 百万円
21. 貸借対照表に計上した動産不動産のほか、備品、車輛及び事務機器の一部については、リース契約により使用しております。
22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 465 百万円、延滞債権額は 21,057 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

なお、破綻先債権額には、DIP ファイナンス（再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資）50 百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。
23. 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額は 6 百万円であります。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,818 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 33,348 百万円であります。

なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、92 百万円であります。

また、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、20,578 百万円であります。
27. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 488 百万円であります。

28. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,354 百万円

担保資産に対応する債務

預金 622 百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として有価証券等 51,787 百万円を差入れています。

29. 社債には、劣後特約付社債 3,000 百万円が含まれております。

30. 1 株当たりの純資産額 128,411 円 95 銭

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。以下 34. まで同様であります。

売買目的有価証券

貸借対照表計上額 7 百万円

当期の損益に含まれた評価差額  $\Delta 0$  百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得価額	貸借対照表	評価差額		
	または償却原価	計上額		うち益	うち損
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
株式	579	1,694	1,114	1,114	—
債券	146,701	145,411	$\Delta 1,290$	12	1,303
国債	128,319	127,084	$\Delta 1,234$	11	1,245
地方債	609	596	$\Delta 12$	0	12
社債	17,773	17,730	$\Delta 43$	1	44
その他	87,060	86,517	$\Delta 545$	508	1,053
合計	234,341	233,622	$\Delta 721$	1,635	2,356

「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上したものは除いております。なお、上記の評価差額から繰延税金資産 293 百万円を差し引いた額  $\Delta 427$  百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

32. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額 363,166 百万円  
売却益 1,320 百万円  
売却損 504 百万円

33. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	5,281 百万円
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	3,356 百万円
社債（事業債）	32,655 百万円
その他の証券	1,766 百万円

34. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債券	19,236 百万円	123,082 百万円	27,962 百万円	7,785 百万円
国債	15,686	89,896	13,716	7,785
地方債	—	498	98	—
社債	3,550	32,688	14,147	—
その他	14,059	30,766	24,114	2,295
合計	33,296	153,848	52,077	10,080

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 3,670 百万円

当期の損益に含まれた評価差額 △17 百万円

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、65,407 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取り消し可能なもの）が32,616 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当期から適用しております。これにより税引前当期純利益は25百万円減少しております。

当該会計基準の適用に当たり、投資額の回収が見込めなくなった営業用固定資産について減損損失を計上することとしております。その際の固定資産のグルーピングの方法につきましては、当行は営業戦略上、損益管理を全て本店で行うこととしていることから、銀行業等の用に供している営業用固定資産全体で一つの資産グループとしております。また、遊休資産等につきましては、当該帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際のグルーピングの方法につきましては、各資産を各々独立した単位としております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

38. 当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めるものとなっております。

当行は、更なる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

39. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率 8.84%

## 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額
経常収益	66,545
資金運用収益	45,627
貸出金利息	37,225
有価証券利息配当金	5,331
コールローン利息	36
預け金利息	149
金利スワップ受入利息	1,360
その他の受入利息	1,523
役員取引等収益	10,845
受入為替手数料	1,304
その他の役員収益	9,541
その他業務収益	1,940
外国為替売買益	203
国債等債券売却益	1,320
金融派生商品収益	416
その他経常収益	8,132
金銭の信託運用益	303
買取債権回収益	6,185
その他の経常収益	1,642
経常費用	44,370
資金調達費用	7,840
預金利息	7,762
譲渡性預金利息	4
社債利息	72
その他の支払利息	1
役員取引等費用	4,502
支払為替手数料	111
その他の役員費用	4,391
その他業務費用	505
商品有価証券売買損	0
国債等債券売却損	504
その他の業務費用	0
営業経費	26,372
その他経常費用	5,149
貸出金償却	4,510
株式等償却	24
金銭の信託運用損	18
その他の経常費用	596
経常利益	22,174

科目	金額
特 別 利 益	7,505
動 産 不 動 産 処 分 益	2,007
償 却 債 権 取 立 益	3
そ の 他 の 特 別 利 益	5,494
特 別 損 失	716
動 産 不 動 産 処 分 損	637
減 損 損 失	25
そ の 他 の 特 別 損 失	53
税 引 前 当 期 純 利 益	28,964
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	12,536
法 人 税 等 調 整 額	△ 267
当 期 純 利 益	16,695
前 期 繰 越 利 益	31,621
当 期 未 処 分 利 益	48,316

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. その他の特別利益には、貸倒引当金取崩益 4,845 百万円を含んでおります。
3. 子会社との取引による収益総額 908 百万円  
子会社との取引による費用総額 2,317 百万円
4. 1株当たり当期純利益金額 23,850 円 06 銭

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	119,816	預け金	1,364,714
コールローン	1,526	借入金	1,000
買入金銭債権	48,293	外国為替	14
商品有価証券	7	社債	3,000
金銭の信託	3,670	その他負債	40,566
有価証券	271,478	賞与引当金	1,528
貸出金	1,031,891	役員賞与引当金	1,037
外国為替	275	連結調整勘定	297
その他資産	23,601	支払承諾	2,326
動産不動産	13,969	負債の部合計	1,414,486
繰延税金資産	12,402	(資本の部)	
支払承諾見返	2,326	資本金	21,000
貸倒引当金	△23,768	資本剰余金	19,000
		利益剰余金	51,437
		株式等評価差額金	△432
		資本の部合計	91,005
資産の部合計	1,505,492	負債及び資本の部合計	1,505,492

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当行の動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：8年～50年

動産：2年～20年

連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却



しております。

6. 自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。

9. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、破綻懸念先及び下記 21. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

また、当連結会計年度の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により毎期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 17,948 百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、

ち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。なお、この引当金は旧商法施行規則第 43 条に規定する引当金であります。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
15. 当行の取締役及び執行役に対する金銭債権総額 一円
16. 当行の取締役及び執行役に対する金銭債務総額 一円
17. 動産不動産の減価償却累計額 3,000 百万円
18. 連結貸借対照表に計上した動産不動産のほか、備品、車輛及び事務機器の一部については、リース契約により使用しております。
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 601 百万円、延滞債権額は 22,260 百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。  
なお、破綻先債権額には、DIP ファイナンス（再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資）50 百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。
20. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 6 百万円であります。  
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
21. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 12,041 百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
22. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 34,909 百万円であります。  
なお、上記 19. から 22. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、92 百万円であります。

原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は、276百万円であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、488百万円であります。
25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 24,354百万円  
貸出金 5,760百万円

担保資産に対応する債務

借入金 1,000百万円  
預金 622百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等51,787百万円を差し入れております。また、動産不動産のうち保証金権利金は、2,206百万円であります。

26. 社債には、劣後特約付社債3,000百万円が含まれております。
27. 1株当たりの純資産額 130,007円85銭
28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。以下、31.まで同様であります。

売買目的有価証券

連結貸借対照表計上額 7百万円  
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 △0百万円

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	579	1,694	1,114	1,114	—
債券	146,701	145,411	△1,290	12	1,303
国債	128,319	127,084	△1,234	11	1,245
地方債	609	596	△12	0	12
社債	17,773	17,730	△43	1	44
その他	87,140	86,592	△549	508	1,058
合計	234,421	233,697	△725	1,635	2,361

「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上したものは除いております。

なお、上記の評価差額から繰延税金資産293百万円を差し引いた額△432百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	363,778	1,744	504

30. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	3,356
社債 (事業債)	32,655
その他の証券	1,766

31. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	19,236	123,082	27,962	7,785
国債	15,686	89,896	13,716	7,785
地方債	—	498	98	—
社債	3,550	32,688	14,147	—
その他	14,059	30,766	24,114	2,295
合計	33,296	153,848	52,077	10,080

32. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額 3,670百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 △17百万円

満期保有目的の金銭の信託 該当事項なし

その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) 該当事項なし

33. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、59,006百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) が26,215百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に (半年毎に) 予め定めている行内 (社内) 手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

34. 固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日）を当連結会計年度から適用しております。これにより税金等調整前当期純利益は25百万円減少しております。

当該会計基準の適用に当たり、投資額の回収が見込めなくなった営業用固定資産について減損損失を計上することとしております。その際の固定資産のグルーピングの方法につきましては、当行は営業戦略上、損益管理を全て本店で行うこととしていることから、銀行業等の用に供している営業用固定資産全体で一つの資産グループとしております。また、遊休資産等につきましては、当該帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。その際のグルーピングの方法につきましては、各資産を各々独立した単位としております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

35. 当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税（法人税、住民税及び事業税）について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違（東京国税局は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとする。）から更生処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払いを求めるものとなっております。当行は、更なる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

36. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率 8.95%（国内基準）

## 連結損益計算書

自 平成 17 年 4 月 1 日  
至 平成 18 年 3 月 31 日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	68,323
資金運用収益	46,598
貸出金利息	38,192
有価証券利息配当金	5,333
コールローン利息	36
預け金利息	151
その他の受入利息	2,884
役務取引等収益	11,025
その他業務収益	1,971
その他経常収益	8,727
経 常 費 用	44,279
資金調達費用	7,857
預金利息	7,762
譲渡性預金利息	4
借入金利息	17
社債利息	72
その他の支払利息	1
役務取引等費用	2,334
その他業務費用	622
営業経費	27,648
その他経常費用	5,817
経 常 利 益	24,043
特 別 利 益	5,731
動産不動産処分益	2,007
償却債権取立益	5
その他の特別利益	3,717
特 別 損 失	751
動産不動産処分損	667
減損損失	25
その他の特別損失	58
税金等調整前当期純利益	29,022
法人税、住民税及び事業税	12,404
法人税等調整額	△531
当 期 純 利 益	17,149

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 「その他経常収益」には、買取債権回収益 6,185 百万円を含んでおります。

3. 「その他経常費用」には、貸出金償却 5,159 百万円を含んでおります。

4. 「その他の特別利益」には、貸倒引当金取崩益 3,716 百万円を含んでおります。

5. 1株当たり当期純利益金額 24,499 円 10 銭